

## 単価契約書(案)

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約件名   | 大阪府立大学羽曳野キャンパスで使用する電気調達(単価契約)       |
| 2 調達場所   | 羽曳野市はびきの3丁目7番30号<br>大阪府立大学羽曳野キャンパス  |
| 3 調達期間   | 2019年4月1日から2020年3月31日まで             |
| 4 契約単価   | 第3条のとおり                             |
| 5 契約保証金  | 公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程第22条第1項第6号により免除 |
| 6 適用除外条項 | なし                                  |

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 所在地 堺市中区学園町1番1号  
商号又は名称 公立大学法人大阪府立大学  
代表者 理事長 辻 洋

受注者 所在地  
商号又は名称  
代表者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の目的)

第2条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して、安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、発注者の必要に応じて使用するものとする。

(契約の要項)

第3条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力
  - ア 契約電力（通学路引込柱） 850 kW
  - イ 契約電力（バスターミナル引込柱） 5 kW
- (2) 予定使用電力量 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約金額（次に掲げる各金額には消費税及び地方消費税相当額を含まない。）
  - ア 基本料金単価 円 銭（1 kW・1月当たり）
  - イ 電力量料金単価
    - 夏季料金 円 銭（1 kW時当たり）
    - その他季料金 円 銭（1 kW時当たり）
- (4) 供給仕様等 別紙仕様書のとおり

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(機密を守る義務)

第5条 発注者及び受注者は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。頭書に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約電力の変更)

第6条 第3条第1号に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

- 2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者受注者協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定

された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

- 3 契約電力が500キロワット未満の場合は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する発注者の職員による検査を受けるものとする。

2 計量日は当該翌月1日午前0時とする。

- 3 受注者が発注者にその月の電気需要に関する記録の提出を希望するときは、発注者は、これに応ずるものとする。

(電力料金)

第8条 電力料金は、第3条第1号に定める契約電力に第3条第3号アに定める基本料金単価を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に、第3条第3号イに定める電力量料金単価に計量期間に係る使用電力量を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。また、基本料金は、受注者の供給条件である電力需給約款（以下、「約款」という。）によって算定される力率割引又は割増しを行うものとし、常時電力量料金は、受注者の約款によって算定される燃料費調整額等を差し引き、又は、加えるものとする。

(代金の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による検査に合格したときは、月毎に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金（以下「代金」という。）を計量期間の翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、検針日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払日」という。）までに受注者に代金を支払うものとする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当するときは、支払日は翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

- 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により、発注者が前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、第1項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部にかしがあることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受領した日までの期間は、第2項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容のかが、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(接続供給契約等の義務)

第10条 受注者が、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、受注者と関西電力株式会社との間に、受注者がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(履行遅滞による遅滞料)

第11条 受注者は、自己の責に帰すべき事由により、この契約に基づく電気の供給ができなかったときは、電力量料金単価に当該供給できなかった期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額に、同期間に係る基本料金を加算して得た額を年5パーセントの割合で計算した額を違約金として、発注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する場合において、発注者に前項の違約金相当額を超える損害が生じたと

きは、前項に規定する額に加え、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (6) 発注者が行う電力量の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (7) 受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、電力量料金単価に契約解除後の残期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額に、同期間に係る基本料金を加算して得た額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに発注者に支払わなければならない。

- (1) 前項規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に定める損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

6 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として、電力量料金単価にすべての契約期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額に、同期間に係る基本料金を加算して得た額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により発注者に通知することによって、この契約を解除することができるものとする。

（受注者の損害賠償請求）

第16条 発注者は、第12条第7項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の規定は、前条の規定に基づきこの契約が解除された場合について準用する。

（賠償額の予定等）

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、電力量料金単価にすべての契約期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額に、同期間に係る基本料金を加算して得た額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第13条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第13条第5号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合においては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（紛争の処理）

第18条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（契約の承継）

第19条 この契約は、公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が平成31年4月1日に合

併して設立する公立大学法人大阪に承継される。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(別記)

## 特記仕様書

### I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、公立大学法人大阪府立大学への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、公立大学法人大阪府立大学に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。